

シルバー応援隊

(訪問型サービスB)

利用のながれ



シルバー応援隊が自宅を訪問し、家事のお手伝いをいたします。

男鹿市地域包括支援センター ☎0185-24-3322

もくじ

【1】	シルバー応援隊 家事援助サービス利用の流れ	P 1
【2】	サービス提供団体	P 2
【3】	提供できる家事援助サービス	P 2、3
	（1）内容	
	（2）サービス例	
	（3）サービスの対象にならないこと	
	（4）金銭のお預かりについて	
【4】	利用者負担金のお支払い	P 3、4
	（1）利用料金について	
	（2）お支払いについて	
	（3）提供確認書について	
	（4）その他の費用	
【5】	家事援助サービスをお休みするとき	P 4
【6】	衛生管理等	P 4
【7】	秘密の保持と個人情報の保護について	P 5
【8】	緊急時・事故発生時の対応	P 5
【9】	相談・苦情の対応	P 5
巻末：	個人情報の利用に関する同意書(シルバー応援隊利用)	

【1】シルバー応援隊 家事援助サービス利用の流れ

①対象となる方

(認定の相談は市役所介護サービス課 ☎24-9119 へ)

要支援1・要支援2・事業対象者の認定を受けた方



②利用申請書を地域包括支援センターへ提出

(市役所内 ☎24-3322)

シルバー応援隊(訪問型サービスB)事業利用申請書



利用決定通知

利用者あて通知



③担当ケアマネジャーへ連絡

(担当がない場合は、地域包括支援センターへ連絡 ☎24-3322)

介護予防ケアマネジメント(サービス担当者会議)

本人・家族・ケアマネジャー・サービス担当者・地域包括支援センター担当者で、必要なサービスについて話し合い、ケアプランを作成します。



④サービス利用

シルバー応援隊

シルバー応援隊は週2回まで利用することができます。



訪問型サービスA

※訪問型サービスA(従来の訪問介護)を併用する際は、合わせて週2回までとなります。

【2】 サービス提供団体

市と委託契約を結んだ団体が、家事援助サービスを提供します。
※市が実施する「高齢者サポーター養成講座」を受講した者が、サービスを提供させていただきます。

【3】 提供できる家事援助サービス

(1) 内容

ご自宅での日常生活を支援するための家事援助サービスです。
利用者と一緒に家事を行ったり、不便していることをお手伝いしたり、ご自宅で元気に生活できますようケアマネジャーと連絡しながらサポートいたします。

(2) サービス例

ケアプランにもとづき、次のようなサービスを提供します。

[30分未満]

- ・ゴミだし
- ・見守り、コミュニケーション

[1時間未満]

- ・掃除（居室内、トイレ、風呂、台所、卓上等）
- ・洗濯（洗濯機の操作、洗濯物干し、取り込み、収納等）
- ・寝具類の交換
- ・普段着の整理
- ・日用品の買い物代行

※その他必要と認めるサービス

(3) サービスの対象にならないこと

- ・調理（食材の下ごしらえを含む）
- ・医療行為や身体介護を伴うもの
- ・商品の販売や農作業など生業の手伝い
- ・草むしりや花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話
- ・窓のガラス磨き
- ・家具の移動 など

- 同居しているご家族がいる場合、生活状況に応じて、必要なサービスを検討します。例えば、ご家族との共有スペース（居間やトイレなど）の掃除等は対象外となる場合があります。
- シルバー応援隊が運転する車に利用者を同乗させることはできません。

(4) 金銭のお預かりについて

- ・シルバー応援隊は、買い物や薬の受け取り以外のお金の取り扱いや預金通帳を預かること等はできません。
- ・シルバー応援隊が、買い物や薬の受け取りで金銭をお預かりするときは、金銭預り証にお預かりした金額、購入した品目と金額、おつりを記載して確認印をいただきます。

【4】利用者負担金のお支払い

(1) サービス単価について

訪問型サービスの内容	サービス単価
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し ・見守り、コミュニケーション 	500 円/回
<ul style="list-style-type: none"> ・掃除(居室内、トイレ、風呂、台所、卓上等) ・洗濯(洗濯機の操作、洗濯物干し、取り込み、収納等) ・寝具類の交換 ・普段着の整理 ・日常品の買い物代行 ※その他必要と認めるサービス	1,000 円/回

(2) お支払いについて

- ・利用者様には、サービス単価の 1～3 割の額を負担していただきます（負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください）。
- ※生活保護を受給されている方の利用者負担金は無料です。
- ・ひと月分をまとめて翌月に、請求書をお渡しします。
- ・ご自宅への集金かお振込みによりお支払いください。
- ・領収書は、大切に保管してください。

(3) 提供確認書について

シルバー応援隊
サービス提供確認書 4月分

4月 4日	10:00~10:30	印
4月 11日	10:00~10:30	印
4月 18日	10:00~10:30	印
4月 25日	10:00~10:30	印

令和3年4月25日

上記のとおり、サービス提供を受けました。

利用者氏名 男鹿花子 印

①毎月「サービス提供確認書」を作成します。家事援助サービスを利用した際に、確認印を押してください。

②月末(その月の最後の利用日)に、ひと月分の利用を確認したうえで、記名・押印し、シルバー応援隊にお渡してください。

③サービス提供確認書にもとづき、利用者負担金請求書を作成し、送付します。

(4) その他の費用

・買い物代行等の交通費

買い物代行や薬の受取りなど、シルバー応援隊が車を使用するサービス提供については、別途交通費（ガソリン代）を負担していただきます（1 kmあたり 30 円）。自宅内で家事援助サービスを提供する場合は、交通費（ガソリン代）は不要です。

・電気、ガス、水道の費用等

サービス提供にあたり必要となる利用者宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、利用者の負担となります。

また、掃除や洗濯などに必要な洗剤やブラシなどは、利用者から準備していただきます。

【5】家事援助サービスをお休みするとき

事前に、サービス提供団体または担当ケアマネジャーへ連絡してください。

【6】衛生管理等

サービス提供団体は、シルバー応援隊の清潔の保持及び健康状態の管理を行います。

【7】 秘密の保持と個人情報の保護について

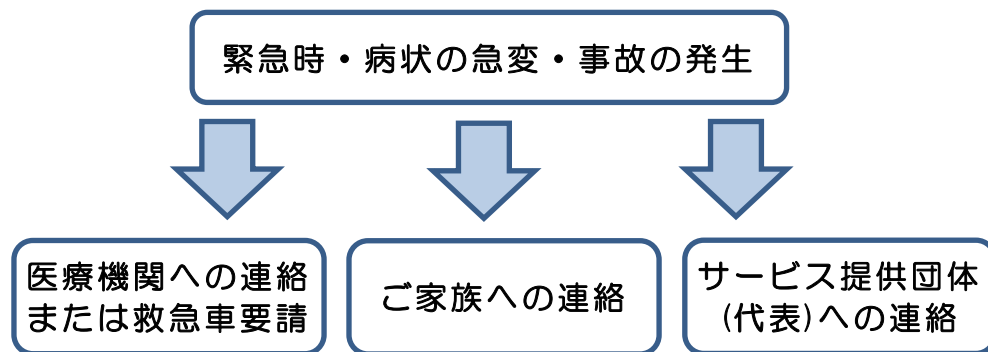
サービスを提供するうえで知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供をやめた後も同様です。

サービス担当者会議等においては、あらかじめ文書*で同意を得て、利用者および家族の個人情報を用います。

※巻末：個人情報の利用に関する同意書(シルバー応援隊利用)

【8】 緊急時・事故発生時の対応

家事援助サービスの提供時に、利用者の体調の急変や事故等が発生した場合には、すみやかに医療機関および利用者のご家族などに連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じます。



シルバー応援隊、サービス提供団体は損害賠償保険に加入することを義務としています。

【9】 相談・苦情の対応

下記の窓口で相談・苦情に速やかに対応します。
遠慮なくご連絡ください。

■男鹿市地域包括支援センター

電話番号 0185-24-3322 受付時間 平日 8:30~17:15

個人情報に関する同意書 (シルバー応援隊利用)

年 月 日

(サービス提供団体) 様

利用者

住所： 男鹿市

氏名： ⑩

家 族

住所：

氏名： ⑩

私は、男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業実施要綱に基づく家事援助サービスを利用するにあたり、(サービス提供団体)が、下記の事項において私と家族の個人情報を用いることに同意します。

記

- 1 サービス提供にあたり、サービス担当者会議ならびに関係機関等との情報共有が必要なとき
- 2 男鹿市へ資料を提出するとき